

ガバナンス

住友化学は、株主の皆さまをはじめとしたさまざまなステークホルダーの利益にかなうようにすることが、コーポレート・ガバナンスの基本であると考えています。その充実に向け、重要な意思決定の迅速化、執行に対する適切な監督、コンプライアンス体制および内部統制システムの充実・強化、ステークホルダーとの積極的なコミュニケーションに取り組んでいます。

CONTENTS

コーポレート・ガバナンス	79
コンプライアンス	85



コーポレート・ガバナンスへの取り組み

住友化学は、従来からコーポレート・ガバナンスの向上に意を尽くして取り組んできましたが、コーポレートガバナンス・コードの適用など、ガバナンスのさらなる向上の要請に応じ、コードの趣旨や精神を尊重しながら、会社の統治機構や意思決定のあり方などを最善なものになるよう改善を図っています。

▶基本的な考え方

当社は、約400年続く住友の事業精神を継承し、自社の利益のみを問わず事業を通じて広く社会に貢献していくという理念のもと、活力にあふれ社会から信頼される企業風土を醸成し、技術を基盤とした新しい価値の創造に常に挑戦し続けることで、持続的成長を実現していきたいと考えています。その実現に向けて、実効性の高いコーポレート・ガバナンスを実現することが重要であると考え、株主を含めさまざまなステークホルダーとの協働、意思決定の迅速化、執行に対する適切な監督、コンプライアンス体制および内部統制システムの充実・強化、ステークホルダーとの積極的な対話を基本とし、次の方針に則って、コーポレート・ガバナンスの強化と充実に取り組んでいます。

- 当社は、株主の権利を尊重するとともに、株主の円滑な権利行使を実現するための環境整備ならびに株主の実質的な平等性の確保に努めます。
- 当社は、会社の持続的成長には、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとするさまざまなステークホルダーとの協働が必要不可欠であるとの認識のもと、積極的に企業の社会的責任を果たしていくとともに、社会から信頼される企業風土の醸成に努めます。
- 当社は、ステークホルダーとの建設的な対話を行うための基盤づくりの一環として、信頼性が高く、かつ利用者にとって有用性の高い情報の提供に努めます。
- 当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、独立社外役員の役割を重視しつつ、変化する社会・経済情勢を踏まえた的確な経営方針・事業戦略を示すとともに、業務執行に対する実効性の高い監督を実施するなど、取締役会の役割や使命を適切に履行します。
- 当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上との認識を共有するステークホルダーとの建設的な対話に努めます。

◎ コーポレート・ガバナンス強化の歴史

年月	主な取り組み	役員構成	役員指名	役員報酬	その他
2002年 12月	リスク・クライシスマネジメント委員会 設置				●
2003年 6月	執行役員制度 導入(取締役を25名から10名に減員)	●			●
7月	コンプライアンス委員会 設置				●
2004年 6月	役員退職慰労金制度 廃止			●	
2007年 5月	内部統制委員会 設置				●
9月	役員報酬アドバイザーグループ 設置			●	
2010年 9月	役員指名アドバイザーグループ 設置		●		
2011年 11月	独立役員の指定に関する基準 制定	●	●		
2012年 6月	社外取締役1名 選任	●			
2015年 6月	社外取締役3名 選任(2名増員)	●			
10月	役員報酬アドバイザーグループに代え、役員報酬委員会 設置			●	
	役員指名アドバイザーグループに代え、役員指名委員会 設置		●		

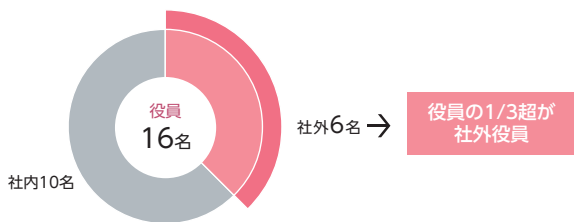


昨今のコーポレート・ガバナンス強化の取り組み

▶取締役会の構成員

当社は、取締役会の監督機能をより一層強化し、経営の透明性・客観性を高めることを目的として、2015年6月に社外取締役を2名増員し、3人体制に移行しました。また、監査役については、社外監査役に会計専門家を選任するなど、取締役会の監視・監督機能の向上につながる体制構築を進めています。

◎ 役員の構成 (2016年6月21日現在)



	社内	社外
取締役	8名	3名
監査役	2名	3名

▶取締役会の運営方法の見直し

昨年、当社は取締役会の運営方法を見直し、取締役会において、経営方針・事業戦略や業務執行上の重要案件の審議や業務執行状況の監督に従来以上に重心を置くこととする一方、より迅速な業務執行を実践すべく意思決定につ

いては執行役員への委任範囲を拡大しています。取締役会では、各取締役の業務執行状況に関する報告の充実化を図っており、報告内容に応じて3パターンの報告方式を設け、丁寧かつメリハリの利いた報告を実施しています。また、報告の充実化とあわせ、取締役会に重要案件を付議する際の金額基準を引き上げ、意思決定の迅速化を実現するとともに、取締役会のモニタリング機能の強化を図っています。

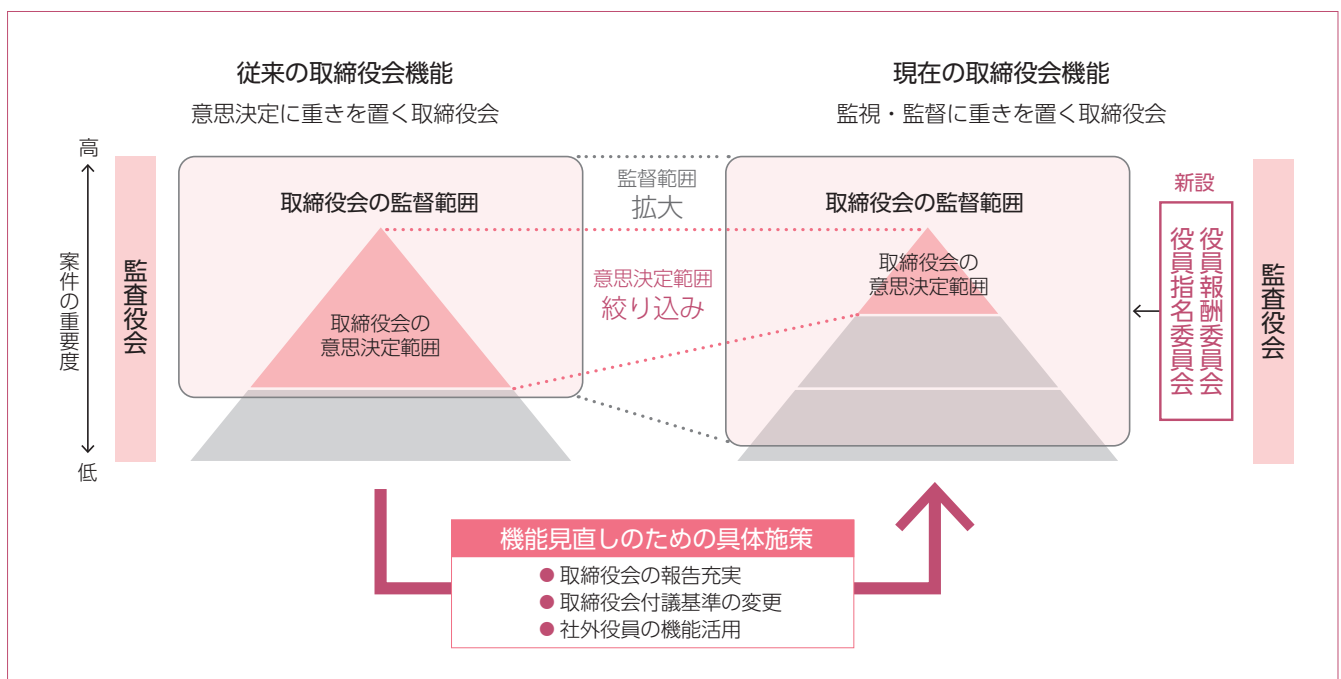
▶役員指名委員会・役員報酬委員会の設置

2015年10月に役員指名委員会と役員報酬委員会を設置しました。現在は両委員会の過半数を独立社外取締役が占め、取締役会に対して役員の指名や報酬に関する助言を行うことによって、決定プロセスの一層の透明性・公正性の向上を図っています。

▶社外役員機能の活用

社外役員の監視・監督機能およびアドバイザー機能を最大限に活用するため、取締役会に上程される議案などについて、事前に関係部署から社外役員に対し詳細な説明を行っています。また、経営方針、M&Aや大型プロジェクトなどの重要案件について、取締役会の意向を反映することができるよう、取締役会での事前報告を実施し、社外役員などから専門的な知見などに基づく助言をいただいています。

◎ 取締役機能の見直し





また、住友化学の事業について一層理解を深めていただくために、社外役員を対象にした事業所視察の実施、社外役員懇談会や役員昼食懇談会（執行役員含む）の開催など、その職務を適切に果たすことができるよう環境整備に努めています。

▶ 取締役会の実効性の評価

毎年、取締役会の実効性の評価を実施していますが、2015年度の評価方法および評価結果は下記の通りです。

評価方法

2015年	12月	アンケート実施
2016年	1月	監査役会の意見集約
	2月	社外役員懇談会での意見交換
		経営会議での意見交換
	3月	取締役会（分析・評価結果の総括）

評価結果

取締役会の構成（規模、メンバー構成など）、運営状況（開催頻度、時間、説明資料の内容や質、事前説明など）、取締役会における審議や報告の実施状況（取締役会付議基準の設定レベル、自由闊達かつ建設的な審議となっているかなど）、ならびに、業務執行に対する監督の状況（独立した客観的立場からの監督、適切なリスクテイクがなされているかなど）の各方面において、取締役会の実効性が概ね確保されていることを確認しました。

一方、今後さらに取締役会の実効性を高めていく観点から、いくつかの改善点の指摘があり、社内での議論内容の取締役会での披瀝や、取締役会での定期的業務執行報告の運用改善などにより、取締役会審議のさらなる活性化を図ることを確認しました。

現在のコーポレート・ガバナンスの体制

▶ 機関構成

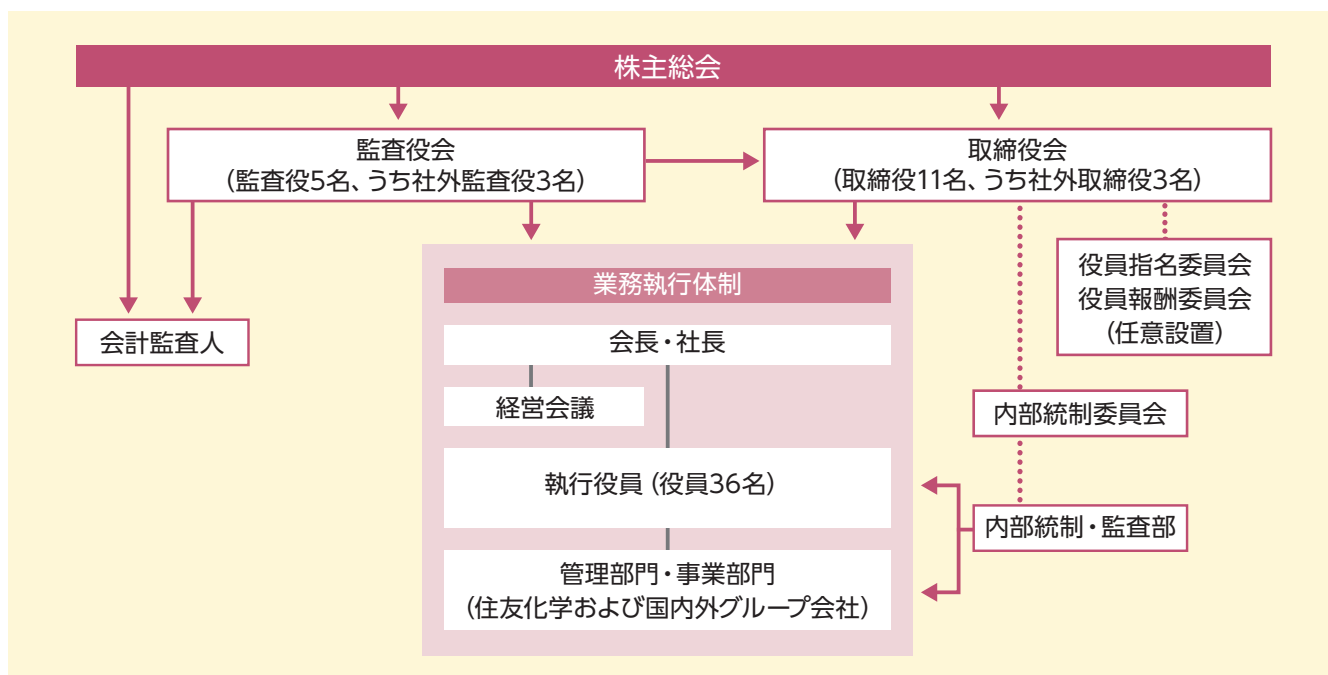
〈取締役会〉

当社の取締役会は、法令、定款、取締役会規程などにに基づき、経営方針、事業戦略、経営上の重要事項を決定するとともに、各取締役などから職務の執行状況、財務状態および経営成績などの報告を受け、取締役の職務執行の監督をしています。

現在、取締役は11名で、うち3名は一般株主と利益相反を生じない独立社外取締役です。また、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築し、取締役の経営責任とその役割の明確化を図るため、取締役の任期は1年としています。

取締役会は、原則毎月1回開催しており、必要に応じて臨時取締役会を開催します。また、毎年、取締役会の実効性について分析・評価し、その結果をフィードバックすることによって、取締役会の実効性を確保しています。

◎コーポレート・ガバナンス体制図（2016年6月21日現在）



**〈監査役・監査役会〉**

当社は監査役制度を採用しており、監査役5名(うち3名は独立社外監査役)により監査役会が構成されています。各監査役と監査役会は、取締役の職務執行を法令、定款に従い監査することで、当社のコーポレート・ガバナンスの重要な役割を担っています。監査役会は、原則毎月1回開催されています。

常勤監査役および社外監査役は、取締役会、監査役会に出席し、内部統制・監査部、業務執行部門および会計監査人から適宜報告および説明を受けて監査を実施しています。上記に加え、常勤監査役は内部統制委員会をはじめとする社内の重要会議に出席しています。

監査結果および社外監査役からの客観的意見については、内部監査、監査役監査および会計監査に適切に反映し、監査の実効性と効率性の向上を図っています。

また、監査役室を設置し、監査役の指揮を受けその職務を補佐する専任の従業員を配置しています。

▶ 経営上の意思決定・執行および監査に関する**経営管理組織****〈執行役員制度〉**

当社は、業務執行の迅速化を図るため、執行役員制度を採用しています。執行役員は、取締役会が決定した基本方針に従って、業務執行の任にあたっています。執行役員の員数は、現在36名(うち、取締役の兼務者は8名。執行役員の内訳は日本人33名・外国人3名、男性35名・女性1名)で、その任期については1年としています。

〈経営会議〉

経営会議は、取締役会に上程される議案や報告事項を含め、経営戦略や設備投資などの重要事項を審議する機関であり、経営の意思決定を支えています。経営会議は、取締役全員(社外取締役を除く)と一部のコーポレート部門の執行役員に加え、常勤の監査役1名を構成メンバーとし、原則として年24回開催されています。

◎独立役員

役員区分	氏名	選任理由	主な活動状況
社外取締役	伊藤 邦雄	長年にわたる大学教授としての会計学、経営学などの専門的な知識と他の企業の社外役員としての豊富な経験を当社経営の監督に活かしていただくため。	当期開催の取締役会13回の全てに出席し、主に大学教授としての会計学、経営学等の専門的見地から、必要に応じ、発言を行っております。
	池田 弘一	事業法人の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社経営の監督に活かしていただくため。	2015年6月に取締役就任後、当期開催の取締役会10回の全てに出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、必要に応じ、発言を行っております。
	友野 宏	事業法人の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社経営の監督に活かしていただくため。	2015年6月に取締役就任後、当期開催の取締役会10回の全てに出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、必要に応じ、発言を行っております。
社外監査役	横山 進一	事業法人の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、客観的な立場から監査にあたっているため。	当期開催の取締役会13回のうち12回に、また、監査役会13回の全てに出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、必要に応じ、発言を行っております。
	麻生 光洋	弁護士ならびに長年にわたる検察官としての専門的な知識と豊富な経験を活かし、客観的な立場から監査にあたっているため。	当期開催の取締役会13回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、発言を行っております。
	加藤 義孝	公認会計士としての財務および会計に関する専門的な知識と豊富な経験を活かし、客観的な立場から監査にあたっているため。	2015年6月に監査役就任後、当期開催の取締役会10回のうち9回に、また、監査役会10回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ、発言を行っております。

(注) いずれの社外役員も一般株主と利益相反を生じる恐れのない独立役員です。



〈各種委員会〉

住友化学は、当社ならびに当社グループの経営に関わる重要事項について、広範囲かつ多様な見地から審議する社内会議(委員会)を設置することで、業務執行や監督機能などの充実を図っています。また、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、レスポンシブル・ケア委員会などには、取締役などに加え、常勤監査役もオブザーバーとして出席しています。

◎主な委員会の概要

名称	会議の趣旨名称	2015年度実績
内部統制委員会	適切な内部統制システムの構築・充実のための諸施策の審議	3回
リスク・クライシスマネジメント委員会	大規模災害、パンデミック、治安悪化など、個別のリスク・クライシスの対処方針などを審議	3回*
レスポンシブル・ケア委員会	レスポンシブル・ケアを長期的な視野から総合的に推進	1回
コンプライアンス委員会	コンプライアンス重視の経営の推進	1回

※特定の重要テーマにつき分科会を開催

役員指名および報酬

▶ 役員指名委員会

経営陣幹部の選任、取締役および監査役の指名に関する取締役会の諮問機関として「役員指名委員会」を2015年10月に設置しました。同委員会は、社外役員と当社の代表取締役を構成員とし、毎年1回定期に開催されるほか、必要に応じて随時開催されます。社外役員が過半数を占める同委員会は、役員選任に際して取締役会に助言することで、役員選任の透明性と公正性のより一層の確保と役員選任手続きの明確化を図ることを目的としています。

▶ 報酬体系

経営陣幹部および取締役(以下「取締役など」という)の報酬については、「基本報酬」および「賞与」の2つから構成されます。「基本報酬」については、取締役などの従事職務や中長期的な会社業績を反映するとともに、取締役などの行動が短期的・部分最適的なものに陥らぬよう、役位ごとの固定報酬として支給しています。「賞与」については、毎年の事業計画達成へのインセンティブを高めるため当該事業年度の連結業績をベースとして支給額を決定しています。

▶ 報酬水準

各報酬項目の水準については、報酬の客観性、適正性を確保する観点から、外部第三者機関による役員報酬に関するデータベース、当社従業員報酬との対比、過去の支払実績などの諸データに基づきながら適切な報酬水準を設定しています。

▶ 役員報酬委員会

当社では、2007年9月に、役員報酬制度および報酬水準ならびに付帯関連する役員処遇制度に関する方針案や具体案について、会長へ答申する機関として役員報酬アドバイザリーグループを設置しました。当該機関は、学識経験者や法律専門家などの社外有識者若干名から構成され、これら専門家の意見を聴取することで、役員報酬制度や水準に関する客観性を一層高めました。

役員報酬アドバイザリーグループに代え、取締役などの報酬制度および報酬水準ならびにそれらに付帯関連する事項に関する取締役会の諮問機関として、「役員報酬委員会」を2015年10月に設置しました。同委員会は、社外役員と当社の代表取締役を構成員とし、毎年1回定期に開催するほか、必要に応じて随時開催されます。社外役員が過半数を占める同委員会は、役員報酬制度や水準などの決定に際して取締役会に助言することで、その透明性と公正性を一層高めることを目的としています。

◎役員報酬の内容(2015年度)

役員区分	人数	基本報酬	賞与	合計
取締役 (社外取締役を除く)	8名	465百万円	131百万円	596百万円
監査役 (社外監査役を除く)	3名	78百万円	-	78百万円
社外役員	6名	75百万円	10百万円	84百万円
計	17名	618百万円	141百万円	759百万円

(注) 上記人数には、当事業年度中における退任取締役1名、退任監査役1名を含んでいます。



内部統制・リスク管理

▶ 内部統制システムの整備状況

当社は、内部統制システムの整備は組織が健全に維持されるために必要なプロセスであるとともに、業務目的達成のために積極的に活用すべきものであると認識しています。

取締役会にて定めた「内部統制システムの整備に係る基本方針」（2015年3月改訂）に基づき、当社グループにおける内部統制システムを強化し、業務を適切に遂行するとともに、常に状況の変化に応じてその点検・整備を行っていくため、「内部統制委員会」（委員長：社長）を設けています。この委員会の運営は、内部統制システムの充実を図るための諸施策を推進・調整し、その実施状況をモニタリングする内部統制・監査部が行っています。

▶ 内部監査

当社では、内部統制・監査部などの専任の組織を設置し、当社グループの役員・従業員の業務遂行において、①業務の有効性と効率性の維持 ②財務報告の信頼性の確保 ③事業活動に関わる法令等の遵守などの内部統制が整備・運用され、適切に機能しているかについて、当社および主要なグループ会社に対して内部監査を実施しています。

また、内部統制・監査部は、「内部監査連絡会」を定期的開催することを通して、関係する部署と課題と改善の進捗状況を共有し、社内およびグループ会社に対する内部監査の実効性と効率性の向上を図るとともに、金融商品取引法に従い、当社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行っています。

▶ 適時開示の社内体制

コーポレートコミュニケーション部が主管部署となり、関連部署と連携してタイムリーかつ継続的な情報開示を行っています。金融商品取引法および証券取引所が定める開示規則などに要請される開示事項以外であっても、投資家の投資判断に影響を与えると思われる情報も積極的に開示するようにしています。

また、社会や資本市場との一層の信頼関係構築に向けた取り組みとして、証券取引所のルールに従い、コーポレート・ガバナンスについての会社の考え方や体制の詳細を記述した報告書（コーポレート・ガバナンス報告書）、一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外役員の確保の状況

に関する報告書（独立役員届出書）などを作成しています。これらの情報は、日本取引所グループのウェブサイトにおいてご覧いただけます。

▶ リスク管理体制

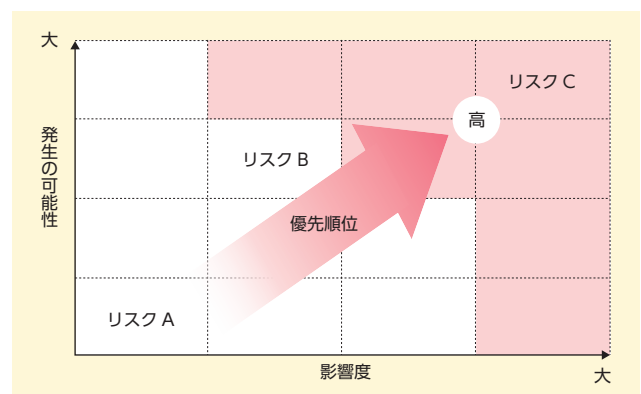
当社では、事業目的の達成を阻害する恐れのあるリスクの顕在化防止と、それが顕在化した際のもさまざまな損害の低減を図るため、リスク管理体制の整備・充実に努めています。

当社グループの各組織は、日常業務の中でリスクの早期発見と顕在化の防止、およびリスクが顕在化した際の迅速で適切な対応のために、さまざまな対策を講じています。また、各組織の取り組みを支援し、その徹底を図るため、グループ全体に関わるリスク管理に関する方針の立案や、リスク情報の収集、社内への周知徹底などの諸施策について、「内部統制委員会」で審議しています。

毎年度、国内外のグループ会社を含めた各組織で、顕在化する可能性と顕在化した際の影響度の観点からリスク評価を行い、内部統制委員会でグループ全体での取り組みが必要な全社重要リスクを特定し、個々のリスクごとに定められたリスク主管組織がグループ全体の対応計画を策定し、これに基づいて各組織が対策を進めるなど、リスク管理体制の拡充を進めています。

また、大規模災害（地震、風水害など）やパンデミック、国内外の治安悪化（テロ・暴動・戦争など）、その他重大なリスクが顕在化した場合に迅速に対応するため、「リスク・クライシスマネジメント委員会」を設置し、個別のリスク・クライシスの対処方針などを審議しています。

◎ リスクマップ





住友化学グループの歴史を支えるコンプライアンス

住友化学では、コンプライアンスを企業経営の根幹と位置付け、事業活動を行っている世界各国において、諸法令だけでなく、企業倫理の遵守を徹底するための活動に注力しています。

コンプライアンス重視の精神は、会社創業から今日に至るまで脈々と受け継がれ、その姿勢は、従業員が守るべき行動規準として住友化学企業行動憲章に具体化され、また日々のコンプライアンス活動のバックボーンとなっています。事業のグローバル化、国際的な規制強化や執行の強化に伴い、コンプライアンスの徹底は一層重要となりますが、住友化学は、グループ一丸となってコンプライアンス活動をさらに推進していきます。

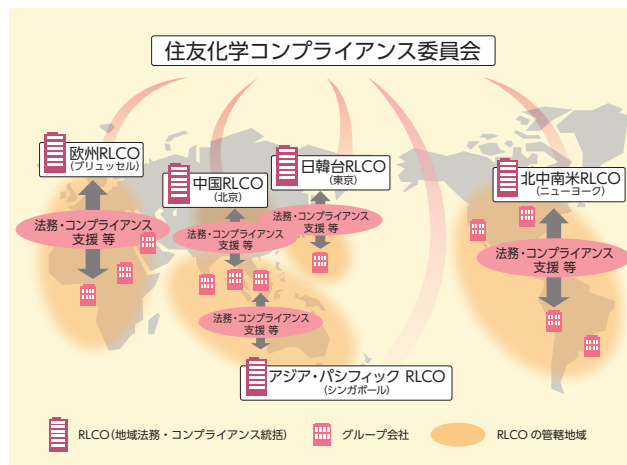
住友化学グループにおけるコンプライアンス体制

住友化学グループのコンプライアンス活動の要をなす組織が、「住友化学コンプライアンス委員会」です。同委員会は、グローバルな視点から、住友化学グループのコンプライアンス基本方針を定め、コンプライアンスを徹底するための体制の確立・運営について、自社のみならず、国内外のグループ各社を指導・支援しています。また、事業のグローバル化が深化するにつれ、各国、各社の状況に即した、コンプライアンス体制のきめ細かい運営が一層重要となることから、主要な事業地域に地域法務コンプライアンス統括機能 (Regional Legal and Compliance Office 以下、RLCO) を設置し、“Think globally, Manage regionally, Act locally” の方針の下、グループ各社のコンプライアンス活動を推進しています。

RLCOは、グループ各社との密接な直接対話を通じて、各社個別の具体的な課題やニーズを把握し、必要とする施策の立案・実施、コンプライアンス体制の構築および運営等について協働し、支援を提供しています。また、コンプライアンスを徹底するためには、継続的な教育の実施が重要であることから、各社の状況に応じたface-to-faceの研修やEラーニング研修も実施しています。特に、住友化学グループでは、近年、腐敗防止、独禁法遵守および情報漏えい等に対する取り組みを強化しているため、RLCOはこのような分野を対象としたコンプライアンス体制の構築および運営についても積極的に支援しています。

RLCOは、住友化学のグローバルなコンプライアンス活動において、今後ますます重要な役割を担っていきませんが、グループ各社に対して、有用性が期待できる (tangible)、実態に即した (practical)、具体的な効果をもたらす (visible) 支援を提供していきます。

◎ コンプライアンス体制概念図



コンプライアンスを実現するためには、従業員一人ひとりが、高いコンプライアンス意識を持ち、各職場において、自ら率先して、弛まぬ努力を行うことが大切です。そうした行動の指針となるのが、住友化学企業行動憲章およびコンプライアンスマニュアル (Code of Ethics) です。日々の業務の中でコンプライアンスを実践するためには、従業員一人ひとりが、これらの指針を正確かつ十分に理解しなければなりません。そのためには、各人の自助努力に加え、教育・研修を提供することが必要不可欠であることから、住友化学およびグループ各社ではコンプライアンス研修を従業員に対して繰り返し実施しています。

スピークアップ制度

コンプライアンスを徹底するためには、違反の可能性を早期に発見し、違反が発生した場合には迅速に対処することが重要です。このため、住友化学グループ各社では、従業員がコンプライアンス違反またはそのおそれを知った場合には、各社のコンプライアンス委員会が設置した社内窓口または同委員会が指定した社外弁護士に直接通報できるスピークアップ制度を設けています。住友化学およびグループ各社においては、それぞれのコンプライアンス委員会が、全体として、毎年40件程度の通報に対応しています。



より効果的なコンプライアンス体制運営に向けて

住友化学では、これまで、グループ全体におけるコンプライアンスを徹底するため、グループ共通の基準に従って、コンプライアンス体制の導入を進めてきました。しかし、グループ各社におけるコンプライアンスをさらに徹底するためには、導入した体制を、いかに効果的に運営するかが重要です。コンプライアンスの徹底とは、即ち、リスクマネジメントの実施であり、コンプライアンス違反の芽(リスク)を早期に発見し、摘み取ることが何よりも大切です。このため、グループ各社においては、自社の事業活動に関わるコンプライアンス上のリスクについてアセスメントを行い、適切な対応策を策定・実施することを通じて効果的なリスクマネジメントを行うべく活動を強化しています。

こうしたリスクマネジメントを行うためには、できるだけ客観的な視点から、事業活動に潜在するコンプライアンス上のリスクを掘り起こし、適切に評価することが不可欠です。しかし、そのような活動を各社単独で実施することには限界があるため、各地域において様々な現場の状況に関する豊富な知見を得ているRLCOが、積極的にグループ各社を支援し、協働することにより、グループ各社においてより効果的なリスクアセスメントおよびリスクマネジメントを行っていきます。

TOPIC

コンプライアンス推進月間の実施

住友化学および一部のグループ会社では、住友化学開業100周年および日本経済団体連合会の「企業倫理月間」にあわせ、毎年10月を「コンプライアンス推進月間」と定め、従業員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上のための取り組みを実施していくことにしました。

2015年度は、各職場での具体的なコンプライアンスリスクの低減を目指して、各職場の全員が参加・議論をして、各職場において発生しうるコンプライアンスリスクの洗い出し、リスクに対する発生予防策の検討、立案、さらに既に発生予防策が策定されている場合には、その再点検を実施しました。

TOPIC

第2回グローバル
法務・コンプライアンス会議

2016年3月7日と8日、第2回「グローバル法務・コンプライアンス会議」を開催し、各地域のRLCO、一部地域のグループ会社の法務・コンプライアンス部門代表者が出席しました。本会議は、当社グループ全体の法務業務のレベル向上とコンプライアンス活動のさらなる強化を図ることを目的としたもので、契約などの事業支援業務や、独禁法遵守・腐敗防止などの重点リスクへの対応を含め、各RLCOの活動状況が報告され、今後の取り組みを一層効果的にするための具体的な意見交換を行いました。



グローバル法務・コンプライアンス会議

今後に向けて

住友化学コンプライアンス委員会、RLCOおよびグループ各社は、さらに密接な連携体制を構築し、より効果的なコンプライアンス活動を推進することを通じて、グローバル企業として責任あるコーポレートシチズンシップを果たしてまいります。